

令和7年度 八日市商工会議所
SNS広告活用促進補助金 実施要領

1) 目的

人手不足かつ物価高騰という経営環境において、限られたマンパワーをもって付加価値を高める必要に迫られる中小企業は、業務のデジタル化を行うことで、事業環境変化への対応力や付加価値力の向上に取り組む必要がある。当補助金は、中小企業に対し SNS 広告に係る費用を補助することで、広報活動や営業活動に係る業務のデジタル化を促進し、付加価値力向上を図ることが目的である。

2) 補助内容

<補助上限額・補助率>

- 補助上限額 **3万円**
- 補助率 **10分の9** ※千円未満切り捨て

<補助対象経費>

SNSプラットフォーム上で配信する広告料
(Instagram 広告、Facebook 広告、X 広告、LINE 広告、YouTube 広告等)

<補助対象経費に係る注意点>

- 一つの支出に対し、複数の補助金・助成金の支給を受けていないこと
- 事業実施期間内での広告が対象となります
- SNS運用代行費用、コンサルタント費用は補助対象外です

3) 発注先

対象経費の支払先は各種SNSプラットフォームに限りません

4) 手続きの流れ

申請 (会員) → 交付決定 (当所) → 広告・支払 (会員) → 実施報告 (会員) → 補助金振込 (当所)

5) 申請期間

令和7年7月17日 (木) 9時 ~ 令和7年8月5日 (火) 17時

※締め切り後に、対象要件について確認を行ったうえで抽選を行います

6) 事業実施期間

交付決定日~令和8年1月12日 (月)

※交付決定は8月8日頃を予定

※広告期間が事業実施期間内であるものに限り、補助対象となります

※広告料は事業実施期間内にお支払ください

7) 実施報告書提出期限

令和8年2月2日 (月) 17時まで

※取組が完了しましたら、お早めに報告書一式をご提出ください

※内容を確認でき次第、補助金を振込します

8) 申請方法

専用フォームからのオンライン申請

※入力内容…①事業所名、②担当者名、③郵便番号、④所在地、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦支出内容（「Instagram 広告」「Facebook 広告」等の選択肢から選ぶ）、⑧今までの SNS 広告の利用状況、⑨具体的な取り組み内容（自由記述形式）※「自社の課題」「主なターゲット」「その手法を選択した理由」を記述ください

9) 実施報告書提出方法

八日市商工会議所窓口で書面で提出

10) 実績報告時の提出書類

- 補助事業実施報告書（交付決定通知に同封します）
 - 発注先業者からの請求書の写し（請求の明細が記載されているものに限る）
 - 振込控えや領収書等の、支払い実績が分かる資料
- ※振込控えがない場合は、預金通帳の当該部分、ネットバンキング画面のプリントアウト等
- 今回の広告効果が分かる資料（プラットフォーム上の画面印刷でも可）
 - 補助金振込先の預金口座情報が分かるページの写し（通帳の見開き 1 ページ目）

11) 補助金交付方法

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。

実施報告書の内容を確認後、下記のスケジュールで申請いただいた口座へ振込みます。

持ち込み期限	入金予定日
月末までに持ち込み	翌月 15 日頃予定

12) その他

- ・申請は 1 事業者につき 1 回限りです。
- ・同一の事業内容で国又は他の地方公共団体の補助金等の交付を受けている場合、又は受けることが決定している場合には、この補助金を利用することはできません。
- ・本補助金の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の全額を即時返還していただきます。

お問合せ：八日市商工会議所

TEL：0748-22-0186